

## 長野県告示第375号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曾町吾妻1092の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 選告示第23号

平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年6月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

基準日 平成22年6月23日（年齢については、平成22年7月11日）

登録日 平成22年6月23日

縦覧期間 平成22年6月24日

選挙管理委員会

## 選告示第24号

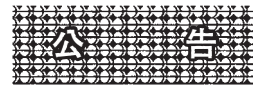
平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年6月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

縦覧期間 平成22年6月24日

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
別表のとおりとします。
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成22年6月29日から平成23年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
別表の調達役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 平成17年度以降に、同様の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画部情報統計課  
電話 026 (235) 7072
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおりとします。  
イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(2) 本委託業務は、「一抜け方式」を採用します。

対象業務、落札決定順位は下記一覧表のとおりとし、落札候補者が入札した他の委託の入札書は、無効(失格)とします。

一抜け対象委託業務箇所一覧表

落札決定順位	調達をする役務名
1	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料(村絵図等) デジタル化業務
2	長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料(行政文書等) デジタル化業務

(別表)

調達をする役務名	入札及び開札の日時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料(村絵図等) デジタル化業務	平成22年6月28日(月) 午前11時
長野県デジタルアーカイブ推進事業 県立歴史館所蔵資料(行政文書等) デジタル化業務	平成22年6月28日(月) 午前11時15分

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人人形劇団やまんば

3 代表者の氏名

岩井田 紀子

4 主たる事務所の所在地

松本市寿北6丁目7番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちをはじめ広く市民に対して、郷土の歴史と文化を取り入れた民話を中心とする人形劇等の上演を通して、生の文化に触れる楽しさを提供し、地域文化の向上・子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成22年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本小児がん看護学会

3 代表者の氏名

梶山 祥子

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂1694番地

5 定款に記載された目的

この法人は、小児がんの子どもと家族を支援する看護職・関連職種及び支援に携わる者に対し、より高度な知識・技術を得るための研鑽の機会を設けることで、看護実践と教育・研究の向上・発展に資すること、加えて広く市民に対し小児がんの子どもと家族への理解を深め、子どもの健康維持・増進に関心を深めるための活動を行い、これらをもって医療福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第2条第1項の規定により、平成22年6月10日、次の者を表彰しました。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

産業功労者

柏木 昭憲	五味 光亮	下平 隆造
鈴木 秀典	中井 源浪	中澤 國忠
星沢 哲也	村田 精義	白井 汪芳
若林 甫汎	小池 峰子	千野 正雄
金子 堅太郎	中澤 邦雄	林 英彦
仁科 保	伊藤 久明	岩崎 清一
山崎 良弘		

産業功労団体

飯山食文化の会

地方自治功勞者

望月雄内 小坂樫男 平林伊三郎  
 三浦大助 久保田元夫 遠山秀吉  
 中村靖 岩崎和男 黒田昭治  
 平瀬忠義 金井英一 上垣外勇  
 行田増次郎 竹花政彦 野牧權  
 宮崎早人

教育功勞者

山崎隆晴 白石みさよ

教育功勞団体

寺の町いイヤマ学習会

学術芸術文化功勞者

西沢まもる 菅原聰

学術芸術文化功勞団体

長野県吹奏楽連盟

体育功勞者

児玉幹夫 峯村威男

消防功勞者

赤羽猛夫 飯田親史 今井悟  
 土屋幸一 堀敏勝 丸山則行  
 柳澤功 依田浩明 和田道明

統計功勞者

浦野三秀 小口米男 上條敏  
 久保田節子 小林保子 下平安則  
 高木恒男 田中愛子 中山嘉男  
 山田喜美枝 横内悦子

社会福祉功勞者

大谷満智子 北村四郎 北澤二郎  
 神澤國子 野中のり子

社会福祉功勞団体

四つ葉会

保健衛生功勞者

草深忠雄 春日司郎 富井健人  
 氷川重子

卓越技能功勞者

山崎宏 横田栄一 湯本忠仁  
 山下むつみ

建設事業功勞者

池田恵一 出澤潔 中島靖夫  
 林博 山崎正寛

景観育成功勞団体

安曇野市景観育成住民協定締結地区連絡協議会

環境保全功勞者

今村良子

環境保全功勞団体

野尻湖水草復元研究会

山岳遭難救助功勞者

山口孝

防犯功勞者

土屋三四郎

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年6月21日

長野県知事 村井仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 フレスポまるこ  
 上田市中丸子1745-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
 大和リース株式会社  
 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36
- 変更事項  
 (1) 駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	208台	201台
2	41台	-
合計	249台	201台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	5	4
出口	4	3
合計	9	7

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更年月日  
 平成23年2月2日
- 届出年月日  
 平成22年6月1日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
 平成22年6月21日から平成22年10月21日まで
- 意見書の様式  
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップランド寿店

松本市大字松原42-13 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社アップランド

松本市大字今井7155-28

3 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	3
出口	2	3
合計	4	6

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成22年6月10日

5 届出年月日

平成22年5月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年6月21日から平成22年10月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営下原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営下原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年6月22日から7月20日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

県営拾ヶ堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営拾ヶ堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年6月22日から7月20日まで

3 縦覧の場所

安曇野市役所

農地整備課

公告

平成22年6月15日、波田下の段土地改良区の定款変更を認可しました。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

農地整備課